

**令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の
規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費
増額調書**

第 211 回 国 会 (常 会) 提 出

目 録

	ページ
令和4年度特別会計予算総則第20条 第1項の規定による経費増額総調書	1
令和4年度特別会計予算総則第20条 第1項の規定による各省各庁所管経費 増額調書	5
内閣府、総務省及び 財務省所管	7
交付税及び譲与税配 付金	7

**令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定に
よる経費増額総調書**

令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書

第211回国会提出分			
期	間	経費増額総額	(千円)
令和5年	2月21日	73,397,829	
所管別、特別会計別、事項別経費増額内訳			
所管	特別会計	経費増額内訳	
		事項	金額
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	73,397,829

上記増額に係る特別会計の項は、各省各庁所管経費増額調書に記載したとおりであり、参考のため調書には目までを記載している。

令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による各省各庁所管経費増額調書

令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による各省各庁所管経費増額調書

所 管	特 別 会 計	事 項	項 目	増加額 (千円)	説 明	増 額 決 定
内閣府、総務省及び財務省	90010 交付税及び譲与税配付金	33 地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	04 地方譲与税譲与金 33021-865-16 特別法人事業譲与税譲与金	73,397,829	令和4年度における特別法人事業税の収入金額が予算額に比して増加するため、特別法人事業譲与税譲与金を増額	令和5年2月21日閣議決定